

大崎税第 1532 号
令和 7 年 2 月 5 日

公益社団法人 大崎法人会
会長 江村 克志 様

大崎市長 伊藤 康志



令和 7 年度税制改正に関する提言に対する回答について

向春の候、貴殿におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、令和 6 年 1 2 月 2 日付で提出のありました表題の件について、別添のと
おり回答しますのでよろしくお願いたします。

担当 大崎市総務部税務課

TEL 0229-23-2148

FAX 0229-23-2475

e-mail zeimu@city.osaki.miyagi.jp

送付先 〒989-6188

大崎市古川七日町 1 番 1 号

「令和7年度大崎市長・大崎市議会への要望事項」への回答

1. 物価及びエネルギー価格高騰への対応

新型コロナウイルスによる活動制限、ロシアのウクライナ侵略及びイスラエルとハマスの戦闘激化に端を発する中東情勢の緊迫等により世界経済が動揺し、日本においては、デフレスパイラルからの脱却が遅々として進まない状況の中、日米の金利格差を背景とした円安が長期化している。

それにより輸入依存度の高い石油関連製品、家畜飼料を含む食料及びエネルギーの価格が上昇し、消費者物価を押し上げている。

政府主導の働き方改革や労働者賃金の引き上げが進むものの、物価上昇分を差し引いた実質賃金は目減りしており、市民生活は決して楽になっているとは言えない。

また、急激な労働者賃金の引き上げは、多くの中小企業においては、労働コストの価格転嫁が進まず経営の重荷になって来ている。

現状、市民生活、中小企業・小規模事業者の経営共に厳しい状況にある。

- ・ 諸物価高騰は、市民生活に暗い影を落としている。自治体での対応には限界があると考えるので、国に対し、強力な物価高騰対策の実施を求めて欲しい。(政策課)

本市では、昨年10月に、自由民主党の政務調査会長に対して、市の各種施策を着実に進めるため、国による制度整備や財政的支援に関する36項目について要望書を提出しております。物価高騰対策としては、農畜産業者や中小企業等への財政的支援や、学校給食無償化の早期の実施などを要望したところです。

このような中、国からは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が交付されており、また、国の補正予算により追加交付されることとなっております。

本市では、引き続き重点支援地方交付金を活用しながら、市民皆様の生活や事業者の下支えとなるよう、地域の実情に即した支援策を講じてまいります。

- ・ 消費者の購買(消費)意欲が低下しているので、購買(消費)を刺激する施策として、プレミアム分が1億円規模のプレミアム商品券の発行を行うべきである。(産業商工課)

本市では物価及びエネルギー価格高騰への対策として、今年度2割増の「宝の都(くに)・大崎」プレミアム電子商品券「パタPAY」発行事業を限りある予算の中で実施しております。

今後も消費行動の向上と商店街の活性化に効果の大きい支援策を講じられるよう事業効果を適正に検証しながら検討してまいります。

- ・ 現在増えつつある低所得者世帯、生活困窮世帯への支援を強化すべきである。(一方

で生活保護等の不正受給の取り締まりも強化すべきである)(社会福祉課)

令和6年度におきましては、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響が大きい低所得者の負担軽減を図るため、令和6年度あらたに住民税の非課税世帯及び均等割のみ課税となった世帯を対象に「物価高騰支援給付金」として、1世帯当たり10万円を支給いたしました。また、所得税等の減税実施に伴い、減税しきれないと見込まれる額について、調整給付金を支給いたしました。

また、追加の支援措置として、住民税非課税世帯へ今後3万円の支給を予定しております。

生活保護制度につきましては、不正受給を防止する観点から、収入・支出その他生計の状況に変化等があったとき、速やかに社会福祉事務所に届け出なければならないことが生活保護法第61条に規定されております。

未申告や虚偽の申請等により保護金品を受給した場合は関係機関に対し調査を実施したうえで、同法第78条の規定に基づき支弁した保護費の返還が生じるとともに、場合により同法第85条の規定に基づき処罰される可能性があります。

そのため生活保護を受給する全世帯に対し届け出義務について周知徹底することと併せ、生活実態の把握、課税調査の徹底など不正受給の未然防止・早期発見に取り組んでおります。

- ・ 貧困の連鎖を断ち切るため、子ども食堂等、子ども貧困対策を強化すべきである。(子育て支援課)

こどもの貧困対策については、政府が「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、こども施策の基本的な方針をまとめた「こども大綱」の中で、こどもの貧困・格差の解消が重要事項の一つとして明示され、官民が連携して解消に向けて取り組むべき事項となっております。

子ども食堂については、従来から県が各実施団体のネットワーク化等に対する支援を行っており、ネットワークを通じて補助金の交付や食材寄附申出者との結びつけ、事業継続に関する相談受付なども行われております。

本市としても、引き続き各種団体等の動向を注視するとともに国、県と連携しながら、市に求められる役割に努めてまいります。

2. 災害に強い社会資本整備と社会資本の老朽化対策

令和6年7月25日の大雨に伴い運転を見合わせているJR陸羽東線の一部区間は、3カ月以上経過した10月末現在においても復旧の目処が立っていない。

沿線地域からは、不通に伴う利便性の悪化に対する不満と、復旧に向けた進捗状況が見えない事への不満及びこのまま廃線となってしまうかもしれないという危機感が示されている。

- 不通区間での代替バスの増便(元のダイヤと同程度)を JR に求めるべきである。(まちづくり推進課)

令和 6 年 7 月の豪雨災害により、鳴子温泉駅⇄新庄駅間が不通となっております。8 月 23 日から運行された代行バスは、当初、往復 1 便の運行であったため、代行としての役割とは言えないことから、増便の要望を行い、9 月 17 日より往復 3 便に増便となったところです。その後も継続して要望する中、令和 7 年 1 月 14 日より、往復 4 便での運行となったところです。今後とも利用者のニーズを把握しながら、必要な要望を行ってまいります。

- 沿線住民への復旧に向けた状況の報告会を定期的を開催する様に JR に求めるべきである。(まちづくり推進課)

災害復旧の見通しにかかる情報については、これまでも機会を捉え JR に要望するとともに、本市が関わる鉄道整備期成同盟会等の団体要望としても、早期の復旧要望を行っております。これまでの情報としては、前年 11 月末までに不通区間の災害箇所の被害調査は終了しているとの報告はありましたが、国が行う災害箇所の復旧工事等との調整が必要なため時間を要しているとのことから、現時点ではこれ以上の情報はありません。引き続き、JR には早期復旧に向けた要望とともに災害復旧に向けた情報提供を求めてまいります。

- 被災カ所の復旧工事に係る費用助成を国及び宮城県に対して求め、早期の復旧につなげて欲しい。(まちづくり推進課)

本市としても、JR の復旧工事が早期に円滑に実施されるよう、国・県へ必要な財政支援についての要望を行っております。早期復旧に向けて関係機関への働きかけを行ってまいります。

7 年間で 3 度の洪水に見舞われた名蓋川、東日本台風(台風第 19 号)の洪水に見舞われた吉田川等、災害が頻発する昨今、防災の強化が強く求められている。また、高度成長期に作られた施設や構築物が多くあり、それらの老朽化が社会問題となっている。

- 名蓋川を初めとする多田川ブロック河川の洪水対策の計画内容と進捗状況の市民への周知を適時適切に行って欲しい。(都市計画課)

多田川流域につきましては、国や県、流域の市町や関係団体等で構成する多田川流域治水部会において、令和 7 年 3 月の特定都市河川の指定に向けた取組みを進めている状況であり、今後は法的枠組みを活用した流域水害対策の推進を図ってまいります。

また、県では、令和6年5月に名蓋川の抜本的な安全対策を図るため災害復旧助成事業に着手するとともに、渋井川では浸水被害の解消を図る対策として、多田川との合流部に水門と排水機場の整備を令和7年度内の完成に向けて進めております。

さらに、多田川流域は、鳴瀬川の背水の影響を受けやすい河道特性となっており、本川の水位を低減させるため、国土交通省による鳴瀬川総合開発事業が進められ、令和6年6月には鳴瀬川ダムの仮排水トンネル工事に着手されております。

流域の治水安全度の向上は、市民皆様の不安の解消と暮らしへの安定に直結する取組みであると捉えておりますので、報道機関への情報提供を積極的に行うとともに、市の広報やWebサイト等を活用し適時適切な周知に努めてまいります。

- 河道の浚渫、河川内の支障木の除去による河川の流下能力の確保を、時限的ではなく継続的に実施して欲しい。(建設課)

国や宮城県管理河川については流下能力向上を図るため、近年、河道掘削や支障木の撤去を積極的に行っております。

特に大江川については、昨年の雨でも浸水するなど頻繁に被害が発生しており、板柵改修や河道掘削など適切な維持管理を行い、流下能力の回復を図るよう強く要望しております。

また、市でも令和2年度から緊急浚渫推進事業債を活用して、市管理の河川や水路の堆積土砂の撤去を進めており、今後も引き続き河川や水路の堆積状況を確認しながら、浸水被害の軽減を図れるように浚渫してまいります。

- 常襲冠水/浸水地帯(特に古川江合地区)の洪水(内水)対策の計画内容と進捗状況の市民への周知を適時適切に行って欲しい。(下水道施設課)

公共下水道事業につきましては、下水道による浸水対策を計画的に実施するため、令和5年度末に策定いたしました「大崎市雨水管理総合計画」において、重要度や緊急度を評価し最優先対策地区として、古川地域の江合、福沼、大江川沿線の一部区域を設定しております。

本計画につきましては、策定時にパブリックコメント等で意見をいただくとともに、市ウェブサイトに掲載し公表しているところです。

今後は、事業実施に向け都市計画法に基づく都市計画の変更や、下水道法に基づく事業計画の変更などの手続きを順次行い事業着手する予定としており、計画内容や進捗状況等を適時市民に周知しながら、市街地における浸水被害軽減に取り組んでまいります。

- 田んぼダムの促進につながるインセンティブの創設と、排水調整板設置経費への助成をすべきである。(農村環境整備課)

田んぼダムは、大雨が降った際、一時的に田んぼに水をためて、ゆっくり排水すること

で浸水被害を軽減する取組であり、令和6年度は市内の18組織、取組面積で約1400ヘクタールの田んぼダムの取組みを実施しています。

現時点においては、農家の皆様には営農に支障のない範囲での協力をお願いしており、補償などは実施しておりませんが、多面的機能支払交付金の加算金なども周知し、有効に活用しながら、地域全体で取り組めるよう、引き続き田んぼダムの推進に努めてまいります。

田んぼダムの促進につながるインセンティブの創設と、排水調整板設置経費への助成については、宮城県田んぼダム実証コンソーシアムを中心に、流域治水事業と共有し、国・県への要望を含めて検討を進めて参ります。

- ・ 公共施設の集約を行い老朽化した施設のスクラップを強力に進めるべきである。その為に、各施設の利用状況や運営コスト等を”見える化”すると共に、スクラップで近くの施設が無くなり遠くの施設を利用しなくてはならない場合の”足の確保”としての公共交通網の整備を同時に議論すべきである。(財政課・まちづくり推進課)

公共施設につきましては、施設の設置目的や必要性を踏まえ、老朽化した施設の修繕等が必要かを、その都度、判断しております。

また、本市では、将来において、人口減少・少子化等による今後の公共施設等の利用需要の変化が見込まれることから、すべての施設を維持することは難しいため、公共施設総合計画を策定し、施設の有効活用と機能の集約化等を図る取り組みを進めております。

施設の維持を検討するにあたりましては、ご提言のとおり、各施設の利用状況や運営コスト等を勘案した判断を行う必要があると考えております。また、施設への交通アクセスについても併せて検討してまいります。

- ・ 情報弱者(高齢者、子ども及び障がい者等)が利用可能な災害情報伝達手段の整備と、そうした方達を巻き込んだ災害情報伝達訓練(実地演習)の実施が必要である。(防災安全課)

現在、災害時の情報伝達手段は、従来からの防災行政無線による放送やメール配信サービス、緊急速報メールによる発信、防災行政無線テレホンサービスによる補完対応や大崎市ウェブサイトの媒体を活用しながら行っておりましたが、令和6年4月からは総合防災情報システムを構築したため、市民向けの防災ポータルを介した SNS による情報発信も取り入れながら、対応しております。

ご要望にあります高齢者、障がい者等の情報弱者については、SNS 媒体による情報発信ではなく、防災行政無線による放送等の音声対応が有効と考えますが、この防災行政無線による放送は、荒天時や風向きの影響で十分な効果が発揮されず、聞き取りづらい等の難聴の問題があります。

その対策として、スピーカーの角度調整による難聴改善への対応のほか、難聴世帯には屋外拡声子局によらず、戸別受信機を計画的に設置することなどの対応を行って

まいりました。また、令和2年度には視覚障がい者1級及び2級のうち希望のあった世帯に戸別受信機を設置するなど、要配慮者への対策も講じてまいりました。

災害時の情報発信については、情報弱者も含めた多様な立場の方が、必要な情報を適切及び確実に受け取らなければならないため、今後も、防災行政無線等の活用を図りながら課題解決に取り組み、情報の受け手側に対し最大限効力を発揮できる情報発信に努めてまいります。

また、実災害発生の際は、要配慮者には自主防災組織のサポートも必要となります。そのため、情報弱者の方を巻き込んだ災害情報伝達訓練の開催については、自主防災組織の協力をいただきながら、総合防災訓練や自主防災組織主催の訓練で取り組みについて、研究してまいります。

- 災害時避難場所となる公園施設が、普段から活発に利用される様に施設の遊具の整備や除草などの環境整備を万全にすべきである。(建設課)

公園の遊具につきましては、公園を安心・安全にご利用いただくため、令和2年度から「遊具更新計画」に基づき、老朽化した既存公園の遊具更新を実施しており、令和6、7年度においても、ふるさと納税を財源とした政策推進枠を活用して、遊具の更新を最優先に進めているところでございます。

また、除草などの環境整備につきましては、大崎市シルバー人材センターや公園の管理業者、地域の方と協定を締結しながら、定期的な清掃や除草を行っておりますが、利用される方のニーズに十分にお応え出来ていない状況もあると思っておりますので、今後も公園を利用される方々の声に耳を傾けながら、利用者に満足していただける公園となるよう、環境整備の充実を図ってまいります。

3. 有害鳥獣対策の強化

イノシシの被害が甚大である。

特に農業に与える影響が深刻で、対策に掛かる費用が農業経営を圧迫している。

また、対策が打てない農家は作付けを諦め耕作放棄地の拡大につながっており、それが、イノシシの隠れ家となり更に被害を拡大させる要因ともなっている。

イノシシの捕獲は、鳥獣被害対策実施隊の尽力でかなり実績を上げて来ているが、被害を根絶するまでには至っていない。また、ジビエ食肉処理加工施設に運び込まれる個体は、捕獲した一部に止まっており、ジビエに利用できる絶対量が足りていない。

- ジビエ文化の創造の為に、市民限定で格安のジビエ食肉販売を企画すべきである。市民が実際に食すことで、ジビエ料理が広まるきっかけとなり、ジビエの美味しさを市外に向けて発信できるようになるのではないかと。
- ジビエ食肉処理加工施設の円滑な稼働の為に、より多くの捕獲個体が運び込まれなくてはならない。捕獲する方達の技術の向上の為に技術講習会を開催すべきである。
- 捕獲個体が一部しか運び込まれない要因を洗い出し、しっかり対策を講ずるべきである。

(例えば、捕獲個体を収集するための保冷車の購入・配置、報奨金の見直しなど)(農村環境整備課)

(上記3点)

大崎ジビエについては、昨年1月から稼働を開始し、4月から市内3つの道の駅で販売を開始しております。施設が処理加工する野生イノシシについては、捕獲したハンターが施設に搬入しますが、全国的に豚熱の感染が拡大している状況を受け、本市においては、鳥獣被害対策実施隊に対する研修会を例年実施しており、野生イノシシを安全・安心なジビエ食肉として流通させるために必要な捕獲に係る衛生管理の知識や技術を学んだ方を「ジビエハンター」として登録し、ジビエハンターのみが施設にイノシシを搬入することができることとしております。本年度は9月に研修会を開催し、現在ジビエハンターは67名と徐々に人数も増加しており、これに伴い施設に搬入されるイノシシの頭数も上昇しております。また稼働開始から1年が経過し、施設の受け入れ態勢やジビエハンターとの連携体制も構築されつつあること、施設で保冷車を導入して捕獲現場まで引き取りに行く取り組みを試験的に開始していること、また施設に搬入した際の報奨金上乘せの見直し等を行っており、これらの取り組みにより今後更なる受入頭数の増加が期待されるところです。

ジビエ事業は、有害対策のほか、地域の活性化にも繋がるものとして期待されておりますが、そのためにはジビエが本市の文化として定着することが必要です。そのため、販売のみならず、これまで市民が参加する試食会や料理教室、各種催事での出展等を行っており、今後はこれらの展開を拡大するほか、市内飲食店や宿泊施設等への販売も拡大し、市民の手に振れやすい環境を整えながらジビエ文化の定着を進めて参ります。

- ・ 加害している個体の確実な捕獲と適正な密度管理のため、駆除を担っている猟友会員は高齢化もあり組織的活動効果が低い。市主導による新たなる駆除体制(市長の指揮の下で組織的に捕獲を実施する体制)の構築は急務である。(農村環境整備課)

駆除体制の構築につきましては、毎年、「捕獲対策」を担う大崎市鳥獣被害対策実施隊を対象に、さらなる捕獲技術の向上と対策技術の習得を図る研修会を開催するとともに、高齢化対策として、捕獲に必要となる狩猟免許の取得費用支援と市内市有施設への試験会場の誘致を行い、担い手となる新規隊員の確保に務めております。併せて、県北部機関への鳥獣被害対策指導員の配置を求め、広域的な連携体制の構築に向けた取り組みを行ってまいります。

- ・ 対策は、直接被害を被っている農家等が行うものとせず、集落住民を巻き込んだ対策(集落単位での学習会や対策についての話し合いの場の創設)がなされる様に行政が関与し、対策の推進を図るべきである。
- ・ 被害を受けている、または被害を受けると予測される農家に対し、イノシシ対策の適切な指導と対策経費への十分な公的補助を行うべきである。(電気柵、物理柵等の侵入防止柵整備の促進と財政支援の更なる強化)(農村環境整備課)

(上記2点)

農地への侵入防止対策として、鳥獣被害防止総合支援事業等を活用して平成30年から集落ぐるみでの物理柵設置を進めており、これまでの設置延長は約90kmとなっており、今後も設置を推進してまいります。また、ソーラー電気柵の設置も進めており、平成30年から宮城県環境交付金を活用した導入経費の補助を行うことで、現在まで約800件が設置され、今後も継続して支援を行ってまいります。

さらに、地域ぐるみ環境対策として、有害鳥獣を寄りつかせない、棲ませない環境づくりとして、収穫後の残渣(野菜くずなど)の放置・放棄をしない、収穫しない野菜や果実を放置しない(実をつけたままの柿の木を放置など)、定期的な草刈りなどが有効であることを学ぶため、毎年、国の有害鳥獣対策アドバイザーを招いて研修会を開催して啓発に努めております。

4. トータル的な商店街の活性化

商店街の衰退が著しい。

ロードサイドの大型店に顧客が流れ、客足がなくなったことが要因である。

大型店と差別化できる商品やサービスの創出が求められる。

街の賑わいを取り戻すためには、商店街の活性化が必要であり、街なかの賑わいは、市民共有の資源であり宝である。

よって、しっかりとした商店街の振興策や近隣市町との連携が求められる。

- 若者の創業支援、並びに移住者を引き込むこと及び地域おこし協力隊の募集で、大崎中心部や旧町中心部の商店街を消費者ニーズに応えられる街に再構築すべきである。(産業商工課)

本市では、商店街のにぎわい創出や事業者の魅力向上を目指し、デジタルを活用した事業への支援や新たな創業支援補助金の整備を行い、商工団体等と連携しながら商店街の活性化を図っています。昨年は、国内外の提案者によるビジネスプランコンテストを実施し、地域資源を活用した新たな事業の創出にも力を入れております。

移住者を引き込むことについては、首都圏及び仙台圏等からの移住促進を図るため、おおさき移住支援センターを窓口として各種情報提供や、市内で活躍する移住者の情報発信を行うとともに、移住希望者の個々のニーズに寄り添った、きめ細やかな相談支援を行ってまいります。

また、本市では地域おこし協力隊を活用し、地域資源を活かした活性化や地域課題の解決に取り組んでおりますが、商店街活性化への活用については、今後の課題として調査、研究してまいります。

- 古川駅前周辺地区を賑わいの場所にして欲しい。(都市計画課)

現在、民間主導により「JR古川駅周辺の活性化に関する研究会」や、古川駅前大

通地区の地権者や市などで構成する「古川駅前大通地区まちづくりを考える会」が組織され、意見交換や活性化手法等についての勉強会が実施されております。

今後まちづくりの方針等については官民協働で検討を行っていく予定であり、市としても市内連携を図りながら、まちの賑わい創出に繋がるよう必要な支援を行ってまいります。

- 関連して、タクシー運転手への評判が芳しくないため教育強化を行って欲しい。(観光交流課・まちづくり推進課)

タクシーは、市内を走るバスや鉄道とともに、市の公共交通機関として、市民をはじめ本市を訪れる皆様に日々ご利用いただいております。特に、ドア・ツー・ドアで目的地へ移動することができるタクシーは、最も機動性のある地域の足として重要な役割を担っております。

そのように重要な役割を担うタクシーですが、市内の全てのタクシー事業者は、運転手の高齢化、長時間労働への体力的な不安や低賃金など多くの課題が山積し、タクシー運転手の確保が非常に困難な状況にあります。

現状、各タクシー事業者は採用したタクシー運転手に対し、各々の会社方針に基づき社員教育を実施し運行にあたっておりますが、事業者の大半は人材不足に伴う日々の各種対応に追われ、継続した社員教育を行うことが困難な状況にあります。

市といたしましては、そのような実情も踏まえまして、宮城県タクシー協会大崎支部と連携し、タクシー事業者が直面する課題解決に向けた支援を行うとともに、とりわけ地域外から来訪される観光客にとりましては、タクシーが地域の印象を左右する場合もあることから、おもてなしの心で接客の向上に努めていただけるよう、接遇面に関する研修機会の創出なども検討してまいります。

- 伝統文化継承は地域のコミュニティ維持、人財育成、若者のふるさと回帰のきっかけ及び交流人口拡大等の側面あると考える。その視点からもイベントなどの開催に理解や補助を検討することで、商店街の活性化を図って欲しい。(産業商工課・文化財課)

本市では、市内の商店街等の活性化を通じて地域商業の振興を図ることを目的として、商店街活性化推進事業費補助金を交付しています。まちづくり活動に関連する団体等が実施するイベント事業や空き店舗活用事業に利用できますので、商店街の活性化につなげてまいります。

- イベントの時だけの集客にならないよう、集客の工夫を図って欲しい。(産業商工課)

商店街振興は古川商工会議所や大崎商工会、玉造商工会と連携し活性化を図っております。支援団体との会議において情報共有を図りながら、継続的な支援を行ってまいります。

- 商店街は常時物資のストックあることから、防災上も重要な存在である。従って、災害を見据え、商店街や地域との意思疎通を図って欲しい。(産業商工課)

市内商店街振興組合等の商工団体については商工会議所、各商工会と連携しながら定期的に意見交換の場を設けておりますことから、引き続き災害時の備えについても意思疎通を図ってまいります。

- 地域の商店街にある中小企業・小規模事業者で使える電子ポイント(電子通貨)システムの導入を支援しキャッシュレス決済を推進すると共に、(仮称)ボランティアポイント、(仮称)福祉ポイント、(仮称)敬老ポイント、(仮称)健康ポイント、(仮称)プレミアムポイント、(仮称)利用ポイント等々様々なポイントを付与し、ポイントが地域内循環の血液となる様にすべきである。(産業商工課)

ポイント事業の推進については、宮城県がスマートフォンアプリを活用した地域ポイント事業の拡大を図っているところであります。ポイント事業の導入に当たっては設備導入経費が大きいことから、宮城県の動向を踏まえ、調査、研究を進めてまいります。

- 人口減少、少子高齢化で地域の消費は減少の一途であり、店頭販売のみでは売上維持は難しい。売上 up を目指す事業者に対し、新商品開発や EC 等販路開拓に資する支援として、補助金の拡充(大崎市中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金については補助率、限度額の増嵩と、申請内容が違っていれば何度でも申請可能とすべきである)、相談窓口のハードルを下げる工夫及び講習会/講演会等の勉強する機会の創出を行って欲しい。(産業商工課)

中小企業者・小規模企業者の創意工夫による売り方やデザイン改変等による販路開拓や新製品・新技術の開発等の取組を支援する目的として、「大崎市中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金」を交付しております。また、DX(産業の維持発展・デジタル化等)に向けた事業についても支援しております。

申請については、支援団体(古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会)を経由することから、引き続き利便性の向上に向け協議を行ってまいります。

5. 行政事務の効率化に向けて

平成の合併から 19 年、合併の目的の一つは行政事務の効率化であった。

行政事務の効率化を進め経常経費を極力減らし、普通建設事業等への財源配分を拡大することや、専門人材の登用育成で高度な行政サービスを市民に提供すると合併時に住民に説明していた。

昨今、ICTの発達により、行政事務の大部分が電子化され、ペーパーレス化、リモートアクセス、AI、RPA、及び電子的な個人認証の利用が具体的ものと成って来ている。

- 書かない窓口の導入で、窓口での待ち時間の短縮、手続きの簡素化が図られている様だが、リアルタイムで利用者へ現在の待ち時間をお知らせすべきである。(市民課)

庁舎1階フロア入口に発券機を導入し、現在の「お待ち的人数」をリアルタイムで表示しています。待ち時間はお客様の申請内容等により変わるため時間のお知らせは難しいですが、待ち人数の表示により市民サービスが向上しているものと考えております。

- 書かない窓口の導入で手続きが書かずに自動的に進められるのであれば、窓口を利用せずキオスク端末等で行政手続きができる様にすべきである。(市民課)

書かずに行政手続きが可能な住民票などの証明書発行についてはマイナンバーカードがあればコンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機(マルチコピー機)で取得できるため、引き続きホームページ等での周知を図ってまいります。

- 更に進めて、窓口に出向かず手続きができるよう取り組んで欲しい。(市民課)

窓口に出向かず手続きができるよう、市民サービス、利便性の向上に向けて検討してまいります。

- 電子化によるペーパーレス化が進んでいる様だが、それにより事務効率化がどれほど進み経常経費が低減され、意思決定がどれほど迅速化されたかが重要と考えるが、それらの成果指標を数値化して公表し市民に見える形で進めるべきである。(デジタル戦略課)

本市のペーパーレス化については、議会のタブレット導入による議案書等のデータ化や庁内会議におけるパソコンの活用、また、電子決裁の励行等により、行政文書の削減に取り組んでいるところです。

ペーパーレス化の成果指標は、紙の削減数量や印刷費用の削減額が考えられますが、公表の在り方については、庁内議論を重ねたうえで、適切に対応してまいります。

今後もペーパーレス化の推進により、業務の効率化や経費の節減に努めてまいります。

- かつて市役所に行くとならひ回りで、手続きに長時間を要すると言われた。しかし、昨今は手続きの標準化が進んでいるものとする。標準化を進め、窓口のワンストップ化を推進すべきである。(行政管理課)

令和5年5月の新庁舎開庁に合わせた組織改編により、住民異動や証明書発行などの受付窓口を1階に集約し、市民の利便性向上を意識したワンストップで手続きが完了する体制としております。また、2階には社会福祉課や消費生活センター、税務課などの各種相談窓口を配置したことで、市民の相談内容が多岐にわたり複数の部署に関

係する場合でも、相談者ではなく職員が移動するワンストップ方式の相談体制をとっており、市民の利便性向上につながっているものと認識しています。

今後も、手続きに関係する部署による申請情報の共有化により、申請者の手続きの軽減を図ることや、手続きのオンライン化を拡充することで、市役所に滞在する時間を短縮する取組を進めてまいります。

- 新型コロナを経験し民間ではキャッシュレス決済及びネット決済並びに自動釣銭機の利用が拡大している。市役所の窓口でも職員が現金を取り扱う事を辞め、コンビニ並みにキャッシュレスでの支払いや自動釣銭機による現金の授受ができる様にすべきである。(会計課)

本市においてもキャッシュレス納付を推進しており、市税等の納付では便利で確実な口座振替の推奨をはじめ、Web 口座振替受付サービス、ペイジー口座振替受付サービスを行っております。また、一部の税においては納付書の二次元コードによりクレジットカードやインターネットバンキング等での支払いや電子納税が可能となっており、その他の税目においても順次拡充を図ってまいります。

併せて、今後は公金の収納環境の変化を踏まえ、地方税以外の公金についてもキャッシュレス納付やセルフレジの増設など、市民の利便性向上、収納事務の効率化・合理化が図られるよう取り組んでまいります。

- オープンデータの更なる拡充。(総務課)

オープンデータは、市民や民間企業等にデータを活用していただくことにより、地域課題の解決や新たな産業の創出、地域社会全体の活性化などが期待されております。本市では、国が推奨するデータをはじめ、全国自治体が公表しているオープンデータの事例や市民・民間企業等の活用事例を参考にしながら、オープンデータの拡充に努めております。また、令和4年10月からは、宮城県と市町村の「共同オープンデータポータルサイト」を開設しており、県内のデータを利用することが可能となっております。

令和6年度は新たに「子育て施設一覧」についてのデータを追加し、「指定緊急避難場所一覧」、「文化財一覧」、「公共施設一覧」のデータについては更新しました。引き続き、オープンデータの拡充と、公開したオープンデータを各種団体や企業に活用いただけるよう、周知を図ってまいります。

- 地域の御用聞き機能として、総合支所の権限及び機能を強化すると共に、行政事務の効率化で浮いた人員を各総合支所の市民相談業務に配置して欲しい。(行政管理課)

本市の組織機構の改編については、平成24年2月に策定した大崎市組織機構再編計画に基づき実施してまいりました。この計画において、総合支所については市民に身近な行政サービスを提供する「地域の総合窓口」として位置づけ、「市民に身近な窓口業務」、「市民の安全安心を守る業務」、「市民協働の推進に関する業務」及び「産

業振興支援業務」を担うための組織と明示した上で、定員管理計画において職員数の適正化を図っております。

今後も、再編計画に掲げる「市民にとって分かりやすく利用しやすい、市民とともに歩む組織」「限られた人材を最大限に活かした効率的な組織」において、市民サービスの向上を図ってまいります。

- ・ マイナ保険証の実施に向けて、情報弱者が国の施策に乗り遅れることがないようにIT講習会の開催等を実施すべきである。(保険年金課・デジタル戦略課)

デジタル戦略課では「スマホ講習会講師派遣サービス」の中で「スマホの基本とマイナ保険証」という講座を実施し、保険年金課では「保険証廃止後の受診のしかた出前学習会」を実施しております。いずれも、実施希望団体の指定する場所に出向き、参加者に寄り添いながら実施しておりますのでご相談ください。

なお、医療機関等に設置されたカードリーダーは当初に比べて操作が簡略化され、医療機関等では丁寧な利用説明が行われております。

- ・ 大崎地域 5 市町が行政事務の共同化を検討しているが、広域での事務処理の連携を拡充するとともに高度化及び複雑化する事務作業に対応できる様な専門的な体制の構築も併せて検討すべきである。(政策課)

大崎地域1市4町は、人口減少社会に対応するための取組として、共同事務化に向けた検討会議を設置し、スケールメリットを念頭に、事務の効率化及び財政の歳出抑制を図るための検討を今年度から開始したところです。

検討会議では、共同事務化の手法や効果について調査研究し、対象とする業務の選定を行いながら、今後の推進体制を整理し、4町の皆様と協力して共同事務化の実現に向けて取り組んでいく予定でおります。

6. 再生可能エネルギー

- ・ 総論としては、国家目標である2050年ゼロ・カーボン(カーボンニュートラル)に向け、市内における再生可能エネルギー導入を積極的に推進し、市民や企業のゼロ・カーボンに対する認識を深め推進の機運を高めて欲しい。(環境保全課)

ゼロカーボンシティの実現に向けては、市民や事業者の皆様との協働による取り組みが重要であり、地域に賦存する再生可能エネルギーを有効に活用していくことも大切なことと捉えております。

本市の豊かな自然環境や市民の生活環境等と調和した形で、安全・安心を前提に再生可能エネルギーの導入が図られるよう推進するとともに、各主体の取り組みが推進するよう、再エネ設備の導入支援や環境教育事業などを通じて機運を醸成してまいります。

- その際、市内事業者が、再生可能エネルギー関連ビジネス、省エネビジネス等、新しい産業の創造に取り組める環境(人材育成も含め)の整備をおおさき産業推進機構のミッションとすべきである。(産業商工課)

本市では、地域産業の振興につながる再生可能エネルギーの導入支援を促進することを基本理念とし、恵まれたエネルギー資源と自然環境を利活用し、大学や民間事業者等と共に太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の自然エネルギー利用による発電等の普及に取り組んでおります。

今後も、おおさき産業推進機構や企業と連携し、さらなる調査・研究を進め、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた側面支援を進めてまいります。

- 再エネへの取り組みで、地域でお金が回り、地域が活性化する様な取り組みのパイロット的な事業として行政が率先して実証事業(例えば、小水力発電)を立ち上げ、民間の取り組みの呼び水と成る様に取り組むべきである。(産業商工課)

再生可能エネルギーへの取り組みは、持続可能な循環型社会の形成に大きく貢献し、地域の活性化にもつながります。地域でお金が循環し活性化するために、具体的な実証事業については、市は事業所支援を行い、補助金の提供やノウハウの共有、周知活動などを通じて、地域全体で再生可能エネルギーの利活用を推進しております。

- 一方、各論としては、太陽光発電は、景観・自然環境の破壊が著しいので山林の開発ではない既存ゴルフ場用地等への建設の場合においても、メガソーラーに対して強い規制をかけるべきである。(環境保全課)

本市では、令和3年3月に「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、事業着手前の事前協議及び事業計画の届出を義務付け、自然環境の破壊等の未然の防止を図っております。

また、事業計画が自然環境等に重大な影響を与えるおそれがあると認められる場合には、事業者に対して助言、指導又は勧告を行うこととしております。

林地開発の対象とならない既存ゴルフ場用地等へのメガソーラー設置については、土地所有者の財産権を考慮しながら、国や県とも連携して、適切に対応してまいります。

- また、地熱開発に関しても、既存の温泉(源泉)に対する影響、地下の重金属等の有害物質の拡散による影響、暴噴事故(北海道蘭越町の事故例有り)などによる自然環境や周辺の住環境への影響が大きく、慎重な対応が必要であり、計画の調査段階から条例等による法規制に沿って必要なチェックを行い、開発による周辺への影響や事業者の計画実施能力を見極め、適正かつ安全安心な事業運営ができることを確認した上で事業を進める様に強力な指導を行うべきである。(環境保全課)

本市には観光産業を支える貴重な温泉源があることから、地熱資源が地域の重要な共有資源であるという認識の下、地熱資源の保護と将来にわたる持続可能な活用を図るため、「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の改正を行い、令和7年4月1日から施行いたします。

この改正により、事業者は地下資源調査の段階から市と事前協議を行うこととなり、早い段階から事業計画をチェックし、必要に応じて助言・指導ができることとなります。自然環境や周辺住環境への悪影響が発生しないよう、適正かつ安全安心な再エネ事業の導入が図られるよう対応してまいります。

- ・ その他、市民生活に調和し、当該地域に直接的な恩恵がもたらせられる様に、企業版ふるさと納税を呼びかけるなどの地域活性化に寄与する形での地域再生可能エネルギーの導入を推進して欲しい。(環境保全課)

ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを加速させるためには、地域に賦存する再生可能エネルギーを有効に活用していく必要があります。

そのためには、安全・安心な導入はもちろん、貴見のような取り組みやエネルギーの地産地消などについて、事業を計画する企業と協議しながら、地域に裨益する形での再生可能エネルギーの導入促進に努めてまいります。

- ・ もし、風力発電が導入される場合は、周囲 2km以内の住民への影響を慎重に考慮する様に指導して欲しい。(環境保全課)

風力発電設備の設置にあたっては、「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、自然環境等の保護と周辺地域住民の理解を前提として事業を進めていただく必要があります。

本条例では、事業の影響を考慮した範囲での住民説明会の実施や住民等の意見に対する適切な対応を規定しておりますので、その状況も確認しながら、必要に応じて助言・指導を行ってまいります。

7. 市の財政

- ・ ここしばらく、財政調整基金頼みの財政運営を続けているが、市財政再建を真剣に考える時期に来ている。かつて実施した事業仕分けはあまり成果を出せなかったが、今回の市財政再建に当たっては事務事業の総棚ざらえを行い、事務事業の必要性、目的、目指す成果(KPI等)、有効性及び効率性などをゼロベースで客観的に評価し、廃止、縮小及び拡大に分類し、その分類に従って事務事業の整理整頓を確実行うべきである。(財政課)

ご指摘のとおり、ここ数年は、歳入に見合った歳出規模への転換を図ることが難しい状況が続く、財政調整基金の取り崩しによって予算収支の調整を行っている状況にあ

ります。

令和7年度の当初予算編成におきましては、厳しい財政状況を踏まえ、一般財源を前年度比15%削減する方針で臨んだところではございますが、人件費及び扶助費などの義務的経費の増加と、物価高騰などによる経常的経費の増加により、財政調整基金の繰入れにより財源調整を行ったところです。

災害等の突発的な財政出動に備え、また、新たな行政課題に対応するための政策的予算の財源とするためにも、ここ数年間は歳出削減に取組みつつ歳入確保に努め、一定規模の財政調整基金残高を確保することが、持続可能な財政運営を進めるにあたり、特に重要だと認識しております。

財政健全化の取り組みにつきましては、市民生活や地域経済への影響を勘案しつつも、時代に即した事業目的や効果の検証と、公平性、必要性、重要度等の視点から既存事業の再点検を行い、事務事業のスクラップや事業内容の見直しに取り組んでまいります。

- 当面は財政再建路線を堅持し、少子高齢社会を見据え、世代間の負担の公平性を是正し、将来世代への負担の先送りを示す将来負担比率(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が財政規模に対しどの程度かを表す指標)を改善する努力をすべきである。(財政課)

財政の健全化判断比率の一つとなります「将来負担比率」は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、財政規模に対しどの程度かを表す指標となります。

本市の状況としては、平成30年度決算以降、地方債現在高を主とした将来負担額が増加するとともに、充当可能財源となります財政調整基金の残高が減少していることなどから、数値が年々悪化している状況にあります。

今後は、将来の負担となる地方債残高を減少させるためにも、ハード事業をより計画的に実施することとし、元金償還額の範囲内で起債発行額を調整してまいります。

また、地方債の発行にあたっては、交付税などの財政措置のある有利なものを活用することとし、将来世代への負担の先送りを減らす努力を行ってまいります。

- 行財政改革の一丁目一番地は、人事制度と人材(財)育成である。公務員としての基本となる資質を高めることは当然として、民間感覚を取り入れ、市民がクライアントであり事業者がパートナーであるとの認識に立ち、市民の福祉増進に正面から向き合う為の能力育成に取り組んで欲しい。そして、目指す職員の姿として「市民とともに創造・実現できる職員」「信頼される職員」「課題解決に向け自ら政策提言できる職員」を掲げ、同時に目指す職場の姿として「会話や議論を大切にす風通しの良い職場」「支えあい尊重しあう職場」「達成し成長できる職場」を掲げているとの事だが、年度ごとのそれぞれの目標に対する達成度合いを見える化し公表して欲しい。(人財育成課)

職員の人財育成については、人財育成基本方針及び人財育成アクションプランを策定し、職員の能力開発、キャリア形成の支援などによる人財育成、より良い職場づくりに

向けた取組みを具体化しています。

目指す職員の姿や目指す職場の姿には、それぞれに明確な基準がないため、定量的に達成度合いを図ることはいたしておりませんが、宮城県市町村職員研修所における階層別研修において、発想力や創造力を育成する研修、政策形成のプロセス等を学ぶ研修などを受講させるとともに、課題解決力や政策企画力を養う研修にも定期的に職員を派遣し、人材の育成に取り組んでいるところです。また、職場環境についても、職員意識調査による職場の課題把握に基づいた環境改善に取り組んでいるところです。

今後も基本方針及びアクションプランに基づき、各階層等に応じた研修による職員の育成、自己研鑽の推奨、総合支所勤務を含めたジョブローテーション、職場の環境改善などに取り組んでまいります。

- 職員の知識・スキルアップのため、大崎地域広域圏内での職員の人事交流をすべきである。（人財育成課）

大崎定住自立圏共生ビジョンにおいて、「圏域市町職員の育成」を掲げており、具体的な取組として、「圏域市町職員を対象とした人事交流及び職員研修を実施する。」としています。

人事交流につきましては、毎年2名（大崎市から町へ1名、町から大崎市へ1名）の職員派遣を行っています。職員研修においても、他市町の職員が受講できるよう他の市町に研修の情報提供を行っています。

また、人事主管課の事業のほか、各部署においても大崎圏域での協議の場や研修の実施などを行っています。

今後も大崎圏域での連携は、重要であると認識していますので、人財育成のほか様々な事業においても、必要に応じ連携しながら取り組んでまいります。

8. 産業振興

宮城県による半導体ファンドリーPSMCの誘致は水泡に帰したが、半導体に限らず大規模な製造業の誘致は、地域経済活性化の起爆剤として重要である。

企業（工場）誘致に関し、大崎市の持つポテンシャルを目に見える形でプロモーションに繋げ結果を出していかなければならない。

- 企業（工場）誘致は、これまで伊藤市政ではオーダーメイド方式で行うとして来たがそれは待ちの戦略であった。今後は、先行投資型＝既設により用地のみならず道路、上下水道及び特別高圧電力も含めた工場団地整備を行い俊敏に誘致を進められる戦略に転換すべきである。（産業商工課）

企業誘致におきましては工業団地の造成が不可欠であります。その造成費は多額でありますことから、現在は市による工業団地整備のほか民間企業による整備についても熊本市などの民間による団地造成を参考としながら、重点的に優良団地の調査、

研究を進めていたところであります。調査、研究においてはこれまでの待ちの戦略ではなく、工業団地としての可能性を見込める場所のなど幅広く検討を進めておりますことから、引き続き本市への企業誘致を目指して鋭意取り組んでまいります。

- 大崎市は、東北新幹線、東北縦貫自動車道、国道4号、陸羽東線、国道47号、国道108号等の結節点に位置し交通の要衝であり、その地の利を十分活かす為には、横軸の高速交通網整備が必須であり、みちのくウエストライン「新庄酒田道路・石巻新庄道路」の建設を強力に推進すべきである。（都市計画課）

「新庄酒田道路」及び「石巻新庄道路」は、東北中央部における東西交通軸「みちのくウエストライン」として、広域的な地域連携の強化を図る上での重要な路線であると認識しております。

これらの道路は、沿線地域の産業経済活動の活性化はもとより、広域的な観光周遊ルートの形成、さらには災害時の救援活動や物流面での「命の道」として重要な横軸の道路となるものと大いに期待をしているところです。

令和5年6月には、高規格道路を軸とした道路網の整備には立ち遅れが見られることから、「みちのくウエストライン『新庄酒田道路・石巻新庄道路』整備促進フォーラム」を開催し、これを契機に、宮城、山形両県と関係団体が連携し、同年8月、翌年1月、本年1月に国土交通省、財務省への要望を行うなど、関係各所が一致団結して早期整備に向けた活動を展開してまいりました。

また、石巻・新庄地域高規格道路建設促進期成同盟会においても、関係市町村が一体となって活動を展開しており、令和6年10月には関係首長や議会議長とともに国土交通省への要望活動を実施してまいりました。

今後も、石巻新庄道路、みちのくウエストラインの早期整備に向け、関係機関との連携・強化を図りながら活動を行ってまいります。

- 雇用創出、民間活力向上につながる国内外の優良企業誘致と、大崎、宮城、東北の地の利を活かし大崎の地で持続可能で、大崎の発展に寄与できるスタートアップ企業のアシストフォローをすべきである。（産業商工課）

創業支援やスタートアップ事業の充実は重要な課題と捉え、今年度はビジネスプランコンテストを実施しております。創業支援やスタートアップ事業の支援を行う上で、支援機関との連携は重要であることから、一般社団法人おおさき産業推進機構などと連携しながら、魅力ある地域イメージを醸成し、市内外へ発信する事業の創出に向けて調査、研究をしてまいります。

- ナノテラスに地理的に近いという地の利を生かし、そして東北大学の技術を活用した事業を創出する仕組みづくりを三位一体となり推進して欲しい。（産業商工課）

ナノテラスの活用につきましては、一般社団法人おおさき産業推進機構と連携し、そ

の活用について検討を進めております。今後も市内企業のニーズを図りながら、幅広い分野での活用を検討してまいります。

9. その他

- 学童保育が足りていない為、増やして欲しい。(子育て支援課)

※質問要旨を再度聞き取りし、「学童保育」を「放課後児童クラブ」と読み替えて回答

共働き世帯の増加や多様なニーズの高まりに伴い、放課後児童クラブの利用登録者数は増加しております。そのため、待機児童につきましては、児童数全体では減少傾向にあるものの、近隣での宅地開発や地域の経済動向などの影響を受け、一部地域では継続的に発生している状況にあります。

現在、待機児童が生じている施設は、古川地域で2施設、鹿島台地域で1施設、田尻地域で2施設となっております。本市では、これらの地域の実情を踏まえながら、保育スペースの拡大や、地域資源の活用を含め、実施場所等の検討を進めております。

具体的に、古川第二小学校区における待機児童の解消を図るため、古川第二小学校敷地内に放課後児童クラブのサテライト室を建設する計画を進めております。

引き続き、地域ニーズに応じた放課後児童クラブの整備を推進するとともに、安全で安心できる放課後の居場所の提供を通じて、待機児童の解消に務めてまいります。

- 子どもたちの通学路の整備を行うべきである。(学校教育課)

毎年4月に各学校から通学路の危険箇所と思われる場所を大崎市教育委員会に報告いただき、7月に国土交通省、宮城県土木事務所、古川警察署等関係機関を参集し、大崎市通学路等安全対策推進会議を開催、安全対策について協議を行っております。

また、必要に応じて現地による合同点検を行い、安全対策を講じております。